

2025年1月30日

資金決済制度等ワーキング・グループ報告書の公表②
(暗号資産・ステーブルコイン関連)



弁護士 堀 天子
TEL. 03-5220-1826
takane.hori@morihamada.com



弁護士 岡野 智
TEL. 03-6266-8962
satoshi.okano@morihamada.com



弁護士 尾登 亮介
TEL. 03-6266-8970
ryosuke.onobori@morihamada.com

I.はじめに

2025年1月22日、金融庁は、「資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書」(以下「資金決済制度等WG報告書」といいます。)を公表しました¹。これは、送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場がみられる中、ビジネスの健全な発展に資する規制のあり方について検討を行うことを目的として、2024年8月26日に金融審議会の下で設置された資金決済制度等に関するワーキング・グループ(以下「資金決済制度等WG」といいます。)における検討結果を取りまとめたものです。

今後、資金決済制度等WG報告書における提案内容に基づいて、2025年中にも資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)の改正が進められ、また、関連する政府令・ガイドラインの制定・改訂が行われることが見込まれますので、同報告書は、今後の資金決済関連サービス等の実務にも影響するものとして、重要な意義を有しています。

資金決済制度等WGのテーマは、①送金・決済サービス、②暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)、③その他の論点(立替サービス、外国の金融機関等のシンジケートローンへの参加)に分かれますが、本ニュースレターでは、このうち②の暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)に関して、資金決済制度等WG報告書において提案された内容等を紹介します²。

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf

² 資金決済制度等WGのテーマのうち、送金・決済サービスと立替サービスに関する事項については、「Financial Regulation Newsletter - 資金決済制度等ワーキング・グループ報告書の公表①(送金・決済サービス関連)」2025年1月号をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

II.暗号資産交換業者等の破綻時における資産の国外流出防止

1. 概要

2022年11月、FTX Japan 株式会社(暗号資産交換業者及び第一種金融商品取引業者)の親会社である米国法人 FTX Trading Limited が破綻したことを受けて、関東財務局は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)上の規定に基づき、FTX Japan 株式会社に対して資産の国内保有命令を発出しました(金商法 56 条の 3)。その結果、同社の資産の国外流出を防止できたと評価されています。

他方で、資金決済法においては、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令は措置されておらず、暗号資産の現物取引のみを行っている暗号資産交換業者が破綻した場合、その資産が国外に流出するおそれがある場合であっても、現行法上は資産の国内保有命令を発出することができないと考えられています³。

特に、顧客の暗号資産の管理においては、原則としてコールドウォレットによる分別管理が求められており⁴、例外的に 5%まではホットウォレットでの分別管理が認められていますが⁵、これらの分別管理については国内での管理が要件とされていません。また、顧客の電子決済手段の管理に関しては、原則として信託会社等への信託義務があり⁶、この場合には信託での国内管理となりますが、例外として認められる自己信託や(受益証券発行信託による特定信託受益権の管理を想定した)分別管理においては、国内での管理が要件とされていません⁷。

そこで、資金決済制度等 WG では、暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者(以下「暗号資産交換業者等」といいます。)が破綻した場合に、利用者に対する確実な資産の返還を担保するため、金融商品取引業者に対する資産の国内保有命令の規定を参考に、資金決済法においても暗号資産交換業者等の資産が国外流出することを防止するための規定を導入することが提案されています。

〈現行法の下での規制枠組み〉

	顧客の金銭	顧客の暗号資産	顧客の電子決済手段
管理方法	信託	原則:コールドウォレットによる分別管理 例外:ホットウォレットによる分別管理	原則:信託 例外①:自己信託 例外②:分別管理

³ 電子決済手段等取引業者についても、資金決済法において資産の国内保有命令が措置されておらず、同様の懸念があるとされています。

⁴ 資金決済法 63 条の 11 第 2 項後段、暗号資産交換業府令 27 条 3 項

⁵ 資金決済法 63 条の 11 第 2 項後段、暗号資産交換業府令 27 条 2 項

⁶ 資金決済法 62 条の 14 第 1 項、電子決済手段等取引業府令 38 条 1 項

⁷ 資金決済法 62 条の 14 第 1 項、電子決済手段等取引業府令 38 条 3 項、7 項

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

管理場所	原則：国内で管理 (国内の信託会社等 への信託)	国内管理の要件なし	原則：国内で管理 例外①：国内管理の要件なし 例外②：国内管理の要件なし
------	--------------------------------	-----------	--

(出典)金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ 第4回 事務局説明資料」(2024年11月)
23頁

2. 提案の内容

具体的には、暗号資産交換業者等に対して、「公益又は利用者の保護のため必要かつ適当であると認める場合」において、「貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額(保証債務の額を含む。)から非居住者に対する債務の額を控除して算定される額に相当する資産」の保全を命じることができる旨を資金決済法に規定することが提案されています。

3. 今後の展望

資金決済制度等 WG 報告書での提案を受け、今後資金決済法が改正され、暗号資産交換業者等に対する国内資産保有命令の規律が整備されることが予想されます。

この国内資産保有命令について、特に暗号資産や電子決済手段の管理を行っている場合において、破綻時に顧客に確実に返還されるようにすることが重要であるところ、国内における暗号資産や電子決済手段の管理というのがどのような状態を指すのか、技術的な整理を含め、その考え方が明確になることが期待されます。

Ⅲ.暗号資産等に係る事業実態を踏まえた規制のあり方

1. 概要

現在、web3 サービスの拡大・多様化が進んでおり、自民党 web3 ホワイトペーパー2024(2024年5月)⁸においても、大手通信キャリア、ゲーム会社、フリマアプリ会社などの事業会社による web3 ビジネスへの参入の意向が示されており、これらの企業は、極めて多数の利用者を有しており、我が国における web3 の発展にとってのキープレイヤーになると考えられるとされています。

⁸ https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/208287_4.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

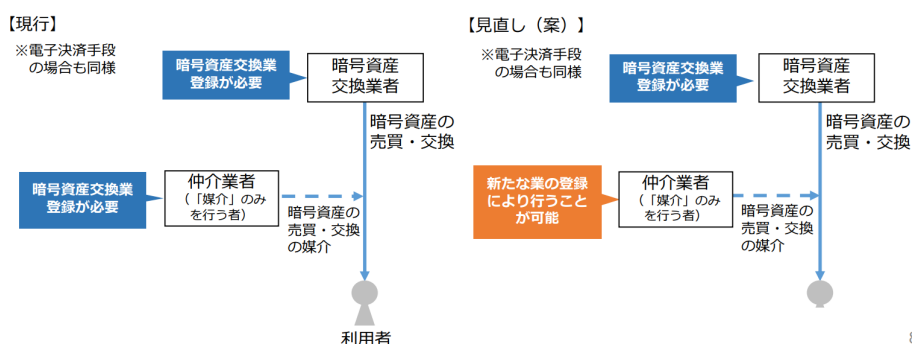
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

他方で、資金決済制度等 WG では、幅広い顧客基盤を有するゲーム会社や通信会社等の事業者が自ら提供するゲームアプリやアンホステッド・ウォレット等において、アプリ等で使用する暗号資産や電子決済手段（以下「暗号資産等」といいます。）の取得のために、利用者に対して暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者等を紹介することが考えられるところ、暗号資産等の売買や交換に関与する場合には、その関与の度合いによっては、資金決済法上の暗号資産等の売買や交換の「媒介」に該当する可能性があり（資金決済法 2 条 10 項 2 号、同条 15 項 2 号）、「媒介」に該当する場合には、厳格な利用者保護規制や AML/CFT 規制の適用を受ける暗号資産交換業や電子決済手段等取引業の登録が必要となるため、ビジネスの支障となることが指摘されています。

その上で、事業者の行為が、暗号資産等の売買・交換の「媒介」のみを行い、暗号資産等の売買等の当事者にはならず、また利用者の財産（金銭や暗号資産等）の預託も受けない場合、利用者には生じるリスクが限定的であり、また売買・交換の当事者となる暗号資産交換業者等において適切に利用者保護や AML/CFT の対応を行うことを前提とすると、これらの事業者に対して利用者財産の保全等の観点から設けられている規制や AML/CFT 規制を課すのは過度な負担を求めるものであるとの指摘があります。

資金決済制度等 WG では、事業リスクが限定的であるにもかかわらず媒介業者に対して厳格な規制を課すことはイノベーションの阻害につながるおそれがあることや利用者保護の観点からは、必要十分な規制の枠組みを設けることで、当局の監督を受け入れやすくし明確なルールに則った業務運営へ誘うことが望ましいことなどを踏まえ、媒介のみを行う者に対しては、暗号資産交換業等とは異なる新たな業を創設し、リスクに応じた規制・監督を行っていくことを提案しています。

〈新たな仲介業のイメージ〉



（出典）金融庁「資金決済制度等に関するワーキング・グループ 第 5 回 事務局説明資料」（2024 年 11 月）

2. 提案の内容

具体的には、金融商品取引法において売買の媒介等のみを業として行う金融商品仲介業が設けられていること等を参考に、資金決済法においても、利用者の財産の預託を受けることなく、暗号資産等の売買等の媒介のみを業として行うことを内容とする、新たな仲介業を創設し、以下のような制度枠組みとすることを提案しています。

論点	概要
所属制	<p><u>特定の暗号資産交換業者等のために仲介を行う所属制を採用することが適切</u> (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の金融分野における仲介業は、総じて、特定の金融機関の委託を受けてその金融機関のために仲介を行う、いわゆる所属制を採用していること ・多種多様な商品を取り扱う金融サービス仲介業は所属制を採用していないが、新たな仲介業については、このような事情もないこと
財産的基礎 (参入規制)	<p><u>新たな仲介業に財産的基礎に係る参入規制を課す必要はない</u> (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな仲介業については、利用者財産の預託を受けないため、利用者財産の管理等の不備によって利用者に損害を与え、賠償責任を負うリスクは限定されていること ・所属制の下では、所属先の暗号資産交換業者等が基本的に利用者に対して賠償責任を負うこと
AML/CFT	<p><u>新たな仲介業に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)上のAML/CFTの履行義務を課す必要はない</u> (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな仲介業者が暗号資産等の売買等の媒介を行う場合、暗号資産交換業者等が当該売買等に伴うAML/CFTの義務を履行していること

3. 今後の展望

資金決済制度等WG報告書の提案により、今後資金決済法等が改正され、暗号資産等の売買・交換の「媒介」のみを行う仲介業の制度が導入されることが予想されます。

web3の発展に向けて、暗号資産等の売買・交換の「媒介」の範囲については、2024年9月6日付の事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)(16 暗号資産交換業者関係)(以下「暗号資産交換業ガイドライン」)

といいます。)の改正により、暗号資産交換業者等による暗号資産等の売買等の媒介の範囲及びその該当性の明確化が図られ⁹、例えばウェブサイト上で暗号資産交換業者等のサイトへの単なるリンクの設定や暗号資産交換業者等から提供を受けた商品案内等のコンテンツの転載のみを行い、暗号資産等の売買等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該暗号資産交換業者等と利用者との間で行い、当該契約の締結に当たり当該業者は関与をもたない場合には、原則として「媒介」に該当しないことが示されました。

もともと、正面から「媒介」を行う場合であっても、規制が緩和された仲介業が導入されれば、こうした仲介業のライセンスの取得を前提としたビジネスの参入も考えられ、利用者に対してサービスを提供する事業者が、より密接に暗号資産や電子決済手段(ステーブルコイン)の売買等に関与することができ、様々な企業によるトークン関連ビジネスへの参入が促進されることが期待されます。

IV. 特定信託受益権(3号電子決済手段)の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

1. 概要

2023年6月1日に施行された2022年資金決済法等改正により、ステーブルコイン法制が導入され、資金決済法において、いわゆる信託型の電子決済手段である、特定信託受益権(3号電子決済手段)が認められました(資金決済法2条5項3号、9項)。この特定信託受益権は、その発行者となる特定信託会社や信託銀行等が100万円の移転上限や滞留規制なく発行することができるなど、利便性の高い電子決済手段として評価される一方で、その発行見合い金の全額を健全性に係る基準を満たす銀行等への要求払預貯金で管理することが求められていることが発行に当たってのネックの一つとなっていました¹⁰。

この特定信託受益権の裏付資産の運用範囲については、自民党 web3 ホワイトペーパー2024(2024年5月)においても、「円建てステーブルコインの発行については、特定信託受益権の発行代金はすべて円建ての要求払い預金で管理することが求められており、円短期金利が事実上ゼロであることから事業継続が困難であるため、国債の組入れを認めてほしいとの業界の要望は強い。」と指摘されていました。

⁹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240906/20240906.html>

その内容については、「Client Alert - Financial Sector」2024年7月号(Vol.13)及び「Client Alert - Financial Sector」2024年9月号(Vol.14)をご参照ください。

¹⁰ 「特定信託受益権」は、「金銭信託の受益権(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。))に表示される場合に限る。)であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの」と定義され(資金決済法2条5項、9項)、法律上発行見合い金の全額を預貯金で管理することが要件とされており、また電子決済手段等取引業府令3条によれば、その預貯金は特定電子決済手段の表示通貨と同じ通貨建ての預貯金であること等が求められています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

また、他の法域でのステーブルコイン法制では、ステーブルコインの裏付資産として国債を含む預金以外での運用を認める規制が導入され又は規制案が示されている状況にあります¹¹。

そこで、資金決済制度等 WG では、一定の範囲において国債や定期預金などの要求払い預金以外での裏付資産の運用を認める規制の導入が提案されました。

2. 提案の内容

具体的には、特定信託受益権の発行見合金の管理・運用方法を要求払預貯金以外に柔軟化するとともに、電子決済手段の価格安定性・償還確実性を担保する観点から、要求払預貯金以外の管理・運用方法としては、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスクの低い資産の保有に限ることとし、さらに、そうした資産の組入比率には一定の上限を設けることが提案されています。また、為替リスクを回避するためには、電子決済手段と運用対象資産が同じ通貨建てである場合に限ることが条件として示されています。

このようなコンセプトの下、拡大される特定信託受益権の裏付資産の運用方法について、以下のような制度枠組みを提案しています。

論点	国債	定期預金
追加する運用対象資産	国債	健全性に係る基準を満たす銀行等を預入先とし、かつ、満期前の中途解約が常時認められる定期預金
満期及び残存期間	① 満期 3 か月の短期日本国債 ② (満期 3 か月超で)取得時点における残存期間が 3 か月以内の日本国債 ③ (外貨建ての特定信託受益権について)満期及び残存期間が 3 か月以内の米国債	特に制限なし
信託財産減少リスクへの対応	市況により国債価格が下落し、信託財産が減少した場合には、減少分に相当する追加信託財産の拠出義務	例えば、中途解約手数料が発生する場合にも、当該解約手数料を考慮しても元本割れが生じない商品等、信託財産の減少が生じない場合に限定して認める

¹¹ 例えば、EU の MiCA では発行見合金の 30%以上(重要と判断されたトークンの場合は 60%以上)を預金で管理するよう求め、残りは高い流動性を持つ金融商品(国債を含む)に対して、最小限の市場・信用・集中リスクにおいて運用することを認めています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

	を信託委託者に課す ¹²	
組入比率の上限	50%を上限 ¹³	50%を上限

3. 今後の展望

資金決済制度等 WG 報告書での提言を踏まえ、特定信託受益権の定義及び特定信託受益権の要件に係る電子決済手段等取引業府令などが見直されることが予想されます。

また、特定信託受益権については、金商法の有価証券の定義から除外され、金商法上の開示規制や業規制の対象から除くことも重要であるところ、資金決済法の改正に合わせて、金商法の改正も行われることが予想されます。

特定信託受益権の発行見合い金の運用対象資産が拡大することで、より信託型のステーブルコインの利便性が高まり、発行の動きが活性化することが期待されます。

V. 特定信託受益権(3号電子決済手段)におけるトラベルルールの適用

1. 概要

2023年6月1日に施行された2022年犯収法改正により、電子決済手段の取引経路を追跡することを可能にするため、電子決済手段等取引業者(仲介者)に対し、電子決済手段の移転時に送付人及び受取人の情報を通知する義務(トラベルルール)が新設されました(犯収法10条の3)。

もっとも、2022年の犯収法改正当時、電子決済手段のうち特定信託受益権に関しては、受益証券発行信託の信託受益権として発行され、その譲渡の際には受益権原簿の書換えが行われるスキームが想定されており、このスキームの場合、発行者たる信託会社等は、受益権原簿を参照することで、常に受益者(電子決済手段の保有者)の氏名や住所等の情報を把握することができ、取引経路についても追跡できることから、特定信託受益権の移転は、トラベルルールの適用から除外されていました¹⁴。

もっとも、犯収法の改正後、受益証券発行信託の仕組みによらない特定信託受益権(いわゆるパーミツ

¹² 発行者(信託受託者)による信託財産の損失補填は法律上禁止されている(信託業法24条1項4号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律6条)ことが理由とされています。

¹³ 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)上、国債を50%超組み入れるためには投資信託として組成することが必要とされており(投信法7条、証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止)、特定信託受益権(ステーブルコイン)としては発行できないことが理由の一つとして挙げられています。

¹⁴ 具体的には、犯収法10条の2(外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認)の対象となる電子決済手段から特定信託受益権が除かれており、この電子決済手段の範囲に関する規定が同法10条の3(電子決済手段の移転に係る通知義務)にも適用されることで、特定電子決済手段がトラベルルールの適用対象から外れる形となっています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

ジョンレス型の特定信託受益権)の発行を検討する動きがみられますが、このような特定信託受益権については受益者の情報を把握できる受益権原簿が存在せず、信託会社等が特定信託受益権の送付人及び受取人の情報を把握することができないことから、犯収法を改正して受益証券発行信託の仕組みによらない特定信託受益権についてもトラベルルールの適用対象にすることが提案されています。

2. 提案の内容

具体的には、受益証券発行信託によらない特定信託受益権を移転する際には、トラベルルールの適用等を通じて電子決済手段等取引業者等に送付人及び受取人の情報を把握させることが提案されています。

3. 今後の展望

資金決済制度等 WG 報告書での提案を踏まえて、今後犯収法が改正され、受益証券発行信託によらない特定信託受益権もトラベルルールの対象となることが予想されます。他方で、受益証券発行信託の形式をとる特定信託受益権については、受益権原簿を通じて受益者(権利の保有者)を把握することができることから、引き続きトラベルルールの適用対象から除外されることが予想されます。

なお、トラベルルールはトラベルルールが適用されている法域に所在する業者(VASP)間での暗号資産・電子決済手段の移転に適用されるところ、アンホステッド・ウォレット等¹⁵との間の暗号資産等の移転については、所有者情報を収集・保存することを求めています(犯収法施行規則 32 条 6 項・8 項、いわゆるアンホステッド・ウォレット等との取引に関する態勢整備)。

受益証券発行信託によらない特定信託受益権がトラベルルールの適用対象になる場合、現在適用対象から外れているアンホステッド・ウォレット等との取引に関する態勢整備についても同様に適用対象になることが予想されます¹⁶。

¹⁵ 個人が管理するウォレットのみならず、無登録業者やトラベルルールが課されていない国等に所在する事業者が管理するウォレットなど、トラベルルールの対象外のウォレットを指します。

¹⁶ 現在は、特定信託受益権はアンホステッド・ウォレット等との取引に関する態勢整備義務の対象から外れています(適用対象となる電子決済手段の範囲に関する犯収法施行規則 24 条 1 項 8 号口参照)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

VI. 預金取扱金融機関による 1 号電子決済手段の発行

1. 概要

2022 年資金決済法等改正により、資金決済法において電子決済手段の規律が導入されました。電子決済手段の発行・償還は「為替取引」と該当すると解釈されることから、電子決済手段の発行主体としては、為替取引を業として行うことが認められている資金移動業者及び銀行をはじめとする預金取扱金融機関が想定されていました。

もともと、電子決済手段のうち、原則的な類型である 1 号電子決済手段は「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」ことが要件となっているところ¹⁷、銀行等又は資金移動業者が発行する一定のデジタルマネーのうち、①発行者が収法に基づく取引時確認をした者にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ②移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、基本的にこの要件を充足しないと解されており(事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)(17 電子決済手段等取引業者関係) I-1-1②注(1))、したがって、1 号電子決済手段は取引時確認未了の利用者間で移転しうるパーミッションレス型の電子決済手段を想定しています。

この 1 号電子決済手段に関して、現時点では、預金取扱機関である銀行等が発行することは、許容されていません¹⁸。その理由としては、2022 年資金決済法等改正時においては、「銀行によるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行の業務の健全かつ適切な運営等の観点から懸念があるため、銀行による電子決済手段の発行については慎重な検討が必要」と説明されており¹⁹、「今後、国際的な議論も注視しつつ、実務上・法令上の課題の解決につながるものとして銀行界からご提供いただく情報の内容も踏まえ、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保及び利便性の高い決済サービスの実現等の観点から適切なルール整備が可能となる見通しが立った場合には、適切に関係法令の整備を進め」とされていました(2023 年 5 月 26 日付金融庁パブコメ(電子決済手段等関係)8 番²⁰)。

したがって、現時点で銀行等が発行できるのは、取引時確認済の利用者間で移転可能な預金債権型のデ

¹⁷ 1 号電子決済手段は、資金決済法において、「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。))を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(第三号に掲げるものに該当するものを除く。))と定義されています(資金決済法 2 条 5 項 1 号)。

¹⁸ なお、現行法制上、信託銀行等がパーミッションレス型を含めた信託型ステーブルコインである特定信託受益権(3 号電子決済手段)を発行することは許容されています。

¹⁹ この趣旨は銀行法施行規則 13 条の 6 の 9 等において明確化されています。

²⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/01.pdf>

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

デジタルマネーに限定されています。

預金取扱機関である銀行等が特定信託受益権を除く電子決済手段を発行できない点については、自民党 web3 ホワイトペーパー2024(2024年5月)においても、「為替取引は銀行の本業であるにもかかわらず、パーミッションレス型ステーブルコインの発行が資金移動業者には認められうる一方で銀行には認めないとする行政実務上の扱いは一種の歪み状態であると考えられる。この点については、銀行のパーミッションレス型ステーブルコインの発行のニーズに加え、銀行の健全性への影響、預金保険との関係の整理、マネーロンダリング対策など論点が多岐に渡るため、銀行業界における議論や金融庁におけるヒアリングの機会の設定などを通じて、歪み解消に向けた論点整理に当局と業界は協力して着手することが望まれる。」と指摘されていました。

このような事情の下、資金決済制度等 WG では、銀行等の預金取扱機関が特に 1 号電子決済手段を発行することの是非が検討されました。

2. 資金決済制度等 WG での議論

銀行等の預金取扱機関が特に 1 号電子決済手段を発行することの是非について、資金決済制度等 WG 報告書は、「預取(注:預金取扱機関)による 1 号電子決済手段の発行については、当面は内外の情勢を見極めつつ、中長期的観点から検討することが適切」として、現時点では発行を解禁するのではなく、将来の検討課題にとどめる旨の見解を示しました。

その理由としては、主に①預金は 1 号電子決済手段に該当しないとの整理を前提にすると、預金取扱機関に 1 号電子決済手段の発行を認め、預金取扱機関がその発行見合い金を受け入れることは、預金取扱機関に要求払性の負債でありながら預金ではないものの受入れを認めることとなり、預金取扱機関の適切な業務運営を確保するため、利用者保護に加え、預金取扱機関の健全性や金融システムに与える影響等の多角的な観点からの慎重な検討が求められること、②現在国際的にも預金取扱機関によるステーブルコインの発行実績はほとんどないこと、③日本でもニーズが乏しく具体的な発行計画の策定に向けた取組みが見られないことが挙げられています。

また、預金取扱機関による将来における 1 号電子決済手段の発行の検討に当たっては、例えば、利用者財産の保全方法や、金融システム・金融仲介機能への影響等の諸論点を踏まえながら、資金決済法の趣旨にも鑑みてどのような規制を課すかについて検討する必要がある旨指摘しています。

このように資金決済制度等 WG では、銀行等の預金取扱機関による 1 号電子決済手段の発行については、将来の課題となりましたが、日本における電子決済手段の発行事例の積み重ねを通じて制度整備がなされることが期待されます。

Ⅶ.さいごに

以上の通り、資金決済制度等 WG においては、暗号資産交換業者等の破綻時における資産の国外流出防止や受益証券発行信託によらない特定信託受益権へのトラベルルールの適用のように規制強化や規制範囲の見直しに関する提言が行われる一方で、暗号資産等の媒介のみを行う場合のより規制が緩やかな業類型の創設や特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化のように暗号資産やステーブルコインに関するビジネスの推進に資する提言も行われ、これを前提とした法改正が行われることで、事業者の暗号資産関連ビジネスへの参入やステーブルコインの発行の動きが活性化することが期待されます。

なお、暗号資産規制については、2024年12月20日付の自民党・公明党の令和7年税制改正大綱²¹において、検討事項として「暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等をすることを前提に、その見直しを検討する。」と記載されているように、暗号資産の規制の在り方そのものについての議論も行われる可能性があります。この点については、今回の資金決済制度等 WG の検討の外でしたが、今回の資金決済制度等 WG における議論とともに、暗号資産関連の法制のアップデートの動きにも注視する必要があります。

²¹ https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.